

短期入所療養介護サービス概要

令和6年6月1日改訂

I. 目的

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭内での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間後威容頂き、看護・医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療及び日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

II. 運営方針

短期入所療養介護計画に基づき、生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。

III. 施設の職務体制

(1) 管理者（施設長）	1名（鹿島厚生病院兼務）	(2) 医師	1名以上（鹿島厚生病院兼務）
(3) 薬剤師	1名（鹿島厚生病院兼務）	(4) 看護職員	8名以上
(5) 介護職員	2名以上	(6) 支援相談員	1名以上
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	2名以上	(8) 栄養士・管理栄養士	1名以上
(9) 介護支援専門員	1名以上	(10) 事務員	2名以上

※前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。

IV. 職務内容

- 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- 事務職員は、会計経理、その他の一般的な事務処理および施設等の保守管理を行う。

V. 勤務体制

日勤	8時30分～17時00分	早番	7時00分～15時30分	2名	
遅番	10時30分～19時00分	2名	夜勤	16時30分～9時00分	4名

VI. 利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。（上限20名）

療養室 個室：4室 2人部屋：18室 4人部屋：15室

VII. サービス内容

短期入所療養介護は、利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理を行う。

VIII. 利用料

1. 利用料（1日あたり）

要介護度	利用者負担額（多床室）			利用者負担額（個室）		
	（一割負担）	（二割負担）	（三割負担）	（一割負担）	（二割負担）	（三割負担）
要介護1	830円	1,660円	2,490円	753円	1,506円	2,259円
要介護2	880円	1,760円	2,640円	801円	1,602円	2,403円
要介護3	944円	1,888円	2,832円	864円	1,728円	2,583円
要介護4	997円	1,994円	2,991円	916円	1,832円	2,748円
要介護5	1,062円	2,124円	3,186円	971円	1,942円	2,913円

2. サービス提供体制強化加算I（1日あたり）

22円（一割） 44円（二割） 66円（三割）

3. 個別リハビリテーション加算（1日あたり）

240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）

4. 療養食加算（1食あたり）

8円（一割） 16円（二割） 24円（三割）

5. 重度療養管理加算（1日あたり）

120円（一割） 240円（二割） 360円（三割）

6. 緊急短期入所受入加算（1日あたり）（利用開始から7日間）

90円（一割） 180円（二割） 270円（三割）

7. 送迎加算（片道）

184円（一割） 368円（二割） 552円（三割）

8. 食費（1日あたり）

1,445円（朝食410円、昼食540円、夕食495円）

※食事負担限度額（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）

第一段階300円、第二段階600円、第三段階①1,000円、第三段階②1,300円

9. 居住費（1日あたり）

377円（多床室） 1,668円（従来型個室）

10. 2人部屋料（1日あたり）

440円（TV、冷蔵庫使用の場合）

11. 日用消耗品費（1日あたり）

385円～737円（税込 CSセットレンタルの場合）

12. 教養娯楽費（1日あたり）

160円

13. 衣類洗濯料（1回あたり）

20円～200円

14. 洗濯業務委託料

715円／回（8回以上5,720円 税込）

15. 理髪料（1回）

3,000円

16. 文書料（一通）

1,100円（証明書） 2,200円（簡単な診断書） 11,000円（診断書）

17. 介護職員等処遇改善加算I

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の7.5%に相当する単位数を加算

※「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いになります。

※要介護認定が未決定の方や介護保険給付滞納の方は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、保険者（市町村）に申請しますと、自己負担額を除いた金額が保険者から支払われます（償還払い）。

IX. 支払方法について

ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。

X. 非常災害対策

県の条例に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を設置して非常災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行なう。

XI. 事故発生時の対応

事故発生時、発見者・報告者は看護師に連絡し、看護師は疼痛・出血の有無・状態の確認し必要に応じて緊急処置を行う。さらに施設長に報告し指示を受け、併せて看護師長へ報告し家族への連絡・説明を行う。その後、経過をよく検討し防止策を図る。また、市町村（保険者）に報告する。

XII. 感染予防対策

施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成している。

XIII. 要望・苦情担当及び担当窓口

担当：支援相談員 電話番号：0244-46-1113

窓口：1F受付窓口 8:30~17:00 (第一・第三土曜日、日曜、祝祭日除く)

2F・3Fスタッフステーション受付窓口 随時対応

XIV. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関：鹿島厚生病院

協力歯科医療機関：西町歯科医院

XV. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行っています。

XVI. 送迎の実施地域

南相馬市、相馬市（左記以外の場合はご相談下さい）

XVII. 第三者評価の実施状況等に関する項目

当施設は、第三者評価の実施状況はありません。